

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○公有財産規則の一部を改正する規則

(管財課) 一

ページ

規 則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中、「保安林」の下に、「鉄道」を加える。

第十条第三項中、「及び保安林」を「、保安林及び鉄道の用に供し、又は供するものと決定したもの」に改める。

第二十七条第一項第二号イ及びロ以外の部分及び同号イ中、「及び工作物」を削り、同号ロ中、「又は工作物の設置面積」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 建物以外の工作物 建物以外の工作物の種類に応じて第一号又は前号に規定する貸付料の額の算定の例により算定した額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。